

廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議等の名称の変更について

令和 3 年 4 月 1 3 日  
原子力災害対策本部

1. 燃料デブリの冷却や地下水の流入等によって発生する汚染水と、汚染水を多核種除去設備等で浄化した処理水を明確に区別し、汚染水と処理水の誤用を防ぐため、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」の名称を、「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」に変更する。
2. その他、原子力災害対策本部において設置している会議等の名称についても、「廃炉・汚染水対策」の記載を「廃炉・汚染水・処理水対策」に変更する（別紙参照）。

以上

原子力災害対策本部において設置している会議等

(原子力災害対策本部決定)

○廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議

○廃炉・汚染水対策現地事務所

○廃炉・汚染水対策現地調整会議

※第5回原子力災害対策本部において「汚染水対策現地調整会議」から名称変更

(原子力災害対策本部長決定)

○廃炉・汚染水対策チーム会合